

第 14 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 15 年 11 月 20 日（木）午後 6 時 00 分～午後 8 時 25 分
場 所 久居市総合福祉会館 大集会室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

どうも皆さん、こんばんは。少し寒くなってきてまして、また、夕刻にご参集をいただきまして、ありがとうございます。今日の開会に当たりまして少しご挨拶でございます。少しお話をしたいことがございます。いろんな調整項目の協議に当たりましては、委員の皆さん始め、それぞれの市町村議会等で活発なご議論を交わしていただいております。いろいろと本当にお世話をかけております。協議会におきまして皆さんにいろいろとご理解をいただいて、約 700 項目少し超える調整といいましょうか、確認をいただいている今でございます。まだ、大切な項目が結論を得ておりません。担当者にも、いろいろと私も申し上げておるんですけども。やはり、それぞれ議論をするほど、それぞれの地域の固有の主張はあるんでしょうけれども。なるべく、新市の行政担当者になったつもりで、ひとつ責任持ってと、なるべく早く作業を進めてくれと、このように言っておりますが。しかし、税金、税や公共料金なんかの項目でありますけれども。これは住民の皆さんの生活や、それから将来の市経営にも大きな影響が出てくることですので、協議、調整にもちろん時間がかかっているというのが現実でございます。設立総会の時にスケジュール等お話をしておりますが、明年 1 月から 2 月にかけて市町村長による合併の調印、それから 3 月には構成市町村の議会で議決と、こういう予定もお話をしておりますけれども。これらの進捗状況を見てみますと、少し 1 月に市町村長による合併の調印、それから 3 月の議会の議決というスケジュールは難しくなってきたのかなというふうにも存じます。拙速の判断で将来に過言を残してはいけないと思えますし、こういうような中で、こういう状況は各地にでもあるのでしょうか、第 27 次地方制度調査会で合併推進につきまして、新しい法律を制定して財政支援の期間と特例を検討されているようであります。また、合併手続きの迅速化というのを大幅に図られるようになりました。そういったことから、今まで基本 4 項目のうち、合併の期日につきましては、平成 17 年 1 月を目標にということで進めてきておりますが、早く、その日時を目標にということ、目標を取って日時の確定をいつにということをお客様にお諮りをしなければいけませんけれども、この諮りの仕方は今申し上げましたような事情でございますので、暫く後にした方がよいかと、こんなことが昨今の様子でございますので、ひとつ、お聞きをいただきまして、心得ていただきたいと存じてお話をいたしました。とにかく、今の諸法案の動きをもう少し見てからの改めてのご協議にさせていただきたいと、こんなふうに思います。1 月が迫ってまいりましたので、あえて今申し上げました。さて、今日の議事

はお手元にご案内の報告事項が6件、それから前回提案の協議事項が3件でございます。また、新市まちづくり計画修正原案をお示しをしておりますが、これについてご意見をお伺いするという事になっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それでは、以上、ご挨拶にいたしました。

事務局長 ありがとうございます。それでは、会議次第3に入ります前に、協議会規約第9条第2項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長議長席まで移動をお願いいたします。これより、会議の進行を議長に移させていただきます。本日、安濃町議会議長の浅生委員と渡邊委員から、ご欠席との連絡を受けております。また、津地区合併協議会規約第7条第3項の規定により、一志町議会一志町議会議長の豊田委員の代理として青木副議長様、美杉村議長の今井委員の代理として海住副議長がご出席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

会 長 はい、かしこまりました。それでは、早速始めさせていただきます。津地区合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。いつも、お願いを申し上げますが、議事運営に格別のご協力をお願いを申し上げます。まず、本日の会議は、ただ今、川上が申し上げましたが、代理のご出席を二人を含め、委員23人出席で津地区合併協議会規約9条第1項の規定を満たし、当会議が成立していることをご報告を申し上げます。次に本日の会議録の署名委員を、お願いをいたします。芸濃町長の横山委員さん。それから、久居市議会議長、辻委員さん。第3号委員から織田委員さんのお三方をお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。それでは、まず、報告事項につきまして、事務局からピックアップしてご説明を申し上げます。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第53号 環境部会ごみ対策分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第54号 環境部会ごみ収集分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第55号 環境部会ごみ処理施設分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第56号 教育文化部会生涯学習振興分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第57号 教育文化部会スポーツ振興分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第58号 教育文化部会文化振興分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき事務局長から一括して報告

会 長 報告第53号から報告第58号につきまして、一括してご説明を申し上げました。説明は以上のとおりですけれども、ご質疑等がございましたら、お願いを申し上げます。いかがでしょうか。説明を申し上げました内容でご承知いただけたでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、報告第53号から報告第58号につきましては、原案どおり承認といたします。報告事項につきましては、以上です。

(2) 協議事項

- ・協議第39号 財産の取扱いについて

会 長 それでは、次に今日の協議事項に入ります。まず、協議第39号、財産の取扱いについての協議をお願いをいたします。この項目は、公有財産等とそれから基金の2項目です。まず、公有財産等につきましては、各市町村の公有財産、物品、債権の取扱いに関する事です。調整の内容といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ。としておりまして、構成市町村の公有財産、物品、債権は、全て新市に引き継ぎます。それから、基金についての調整の内容といたしましても、現行のまま新市に引き継ぐと

いたしまして、それぞれ構成市町村で設置をしております基金につきまして、新市に引継ぎ基金を設置いたします。具体的には、財政調整基金、減債基金につきましては、そのまま新市に引き継ぎます。また、特定目的基金が、それぞれの市町村である訳ですけれども、新市の事業に合わせまして類似するものなどは統合または整理する方向で調整をして、新市に引き継いでいくと、こういう内容でございます。それでは、今申し上げました39号につきまして、いろいろご質疑等がございましたら、お願いをいたしたいと思います。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。青木さん。

青木委員 一志町でございますが、基金についてでございますけど。性格的に名前は、それぞれ、いろいろあるんですが、例えば10/11ページ地域福祉基金とか、福祉ボランティア基金とか、名前こそ違いますが、性格が似ておるといことで、それらを書類上、性格別に統一できないかということ、名前を。

会 長 と、いうふうに申し上げたつもりですけど、ただ今。似とるものは統一する。はい。青木委員 ちょっと、確認しました。

会 長 はい、それで結構です。よろしゅうございましょうか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、特にございませんようですので、この調整案につきまして、原案どおりの内容で確認をさせていただきます。

・協議第40号 各種事務事業の取扱いについて
その他(指定金融機関等)

会 長 次に、協議第40号、各種事務事業の取扱いについて、その他(指定金融機関等)のご協議をお願いしたいと思います。この内容は指定金融機関の指定に関することなのですが、調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する、合併と同時。こういうふうにしておる訳であります。1市には指定金融機関がひとつということになりますので、合併時までに細部を調整いたしまして、新市発足と同時に、新たに指定金融機関等を指定をするものです。ここまでか、川上さん。

事務局長 そうです。具体的などはまだ。ひとつにまとめるか。

会 長 ここまでの話をいたしましたけれども。それでは、まず、ここまでで、いろいろとご意見がございましたら、また、質疑がございましたら、お願いをいたします。それじゃ、川上さん、ちょっと今お話ししかかったことをもう一度。

事務局長 具体的内容に書いてございますように、指定金融機関等の指定につきましては、合併時までに調整すると。ここで、各現況欄を見ていただきますと、指定金融機関が異なっておりますので、これを合併までに調整すると。新市発足時に新たに指定金融機関等をとということ。今日の調整内容といたしましては、どこに決めるかということではなく、この中で調整するという内容でございます。よろしくお願います。

会 長 今の10市町村が指定金融機関として、やっているところの中から1箇所ということ、それ以外の新しいところはないんですね。

事務局長 この中からということ。

会 長 中から1箇所ね。多少進んでいるの、1箇所に絞り込む作業というのは、どなたか部会の方、もう少し様子を説明してください。

総務企画部会 今ご意見出ておりますとおり、地方自治法によりまして、新市発足時までに1つに絞り込むということです。6市町村が1つの銀行と、それから他が3金融機関になっておまして、多いところが6つ、多いところへ調整するという方向で、現在のところは調整中でございます。まだ、そのへんのところ、進行中でございます。

会 長 これが、1行に絞れば、また、形を変えて協議ですね。はい、どうぞ。

総務企画部会 もちろん協議会の方で、ご協議をいただく形になると思いますので、よろしくお願いいいたします。

会 長 わかりました。それでは、この項目は、1行に絞る。何何銀行か、何何協同組合か、

いろいろでしょうけれども、もう少し作業を進めてお諮りをするということにして、この内容で、もう一度改めてご意見をお伺いをします。はい、どうぞ。一志町長さん。

前山委員 これを見ますと、指定金融機関というのは、おのずから決まってくるように思われます。ただ、この中には市中銀行がないところもある訳でございます。市の財政なり、なんなり、いろんな、そして、私のところも農業協同組合がこれまで指定金融機関のために、そういった現金の取扱い、これは当然のことだと思っておりますが、この際そういったことは可能というふうにお願いをしておきたいと存じます。

会 長 どうぞ。

総務企画部 先進事例を見ましても、一応指定金融機関は1つということでございまして、他の金融機関につきましても、住民の皆さんの利便性を考慮いたしまして、指定代理金融機関、あるいは収納代理金融機関等としている例がございますので。そういった方向で調整はしていかなければならないと思います。以上です。

会 長 よろしゅうございますか。されば、皆さんいかがでございましょうか。この項目につきましても、ちょっと、途中までのような感じなんですけども。今日はこの程度でご理解いただけますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第40号、指定金融機関等については、今日の段階は原案どおりの内容で確認いたします。

・協議第41号 各種事務事業の取扱いについて
その他(契約事務)

会 長 続きます。協議第41号、各種事務事業の取扱いについて、その他(契約事務)でございます。この内容は、建設工事等の入札参加資格、業者選定等と、それから、物品等に係る入札参加資格、業者選定等、いわゆる建設工事等と物品等と2つに分かれた2項目です。まず、建設工事等の入札参加資格、業者選定等についてでございますけれども、調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する、合併と同時。こういうふうにしてあります。具体的には、津市の基準を基にいたしまして、各構成市町村の指名等の実情を踏まえまして、新たな基準を作成をする。こういうことでございます。入札制度につきましても、原則といたしまして、全市域を対象とした制度といたします。ただし、業種によりましては、設計金額2,500万円未満は、旧地域性を優先をした地域公募型指名競争入札の導入など、それぞれの地域に配慮した入札制度としたい。こういうことでございます。入札参加資格の最低要件につきましても、津市の例により調整をいたします。業者選定に関する基準につきましても、原則として津市の基準を基に整理して統一をいたします。それから、業者評価の基準につきましても、津市の基準を基に整理して統一をいたします。ただし、工事成績、施工体制点検からなる部分につきましても、合併後一定期間経過後からの加味といたします。以上が建設工事等に係る調整です。それから、物品等に係る入札参加資格、業者選定等の調整の内容といたしましては、新たに制度を制定する、合併と同時といたしております。具体的には津市の基準を基に各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえまして、新たな基準を作成をいたします。入札制度につきましても、津市の基準を基に各構成市町村の内容を整理して統一します。入札参加資格要件につきましても、津市の例により調整をいたします。業者選定に関する基準については、津市の基準を基に各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえて、整理して統一をいたします。以上、申し上げましたが、契約事務につきましても、非常に複雑な内容になってまいりますので、私が今ご説明を申し上げたようなことでは、なかなか分かりにくい部分があるかと思いますが、内容につきましても、なお、ご質疑等がございましたら、お願いをいたしたいと思っております。はい、結城さん。どうぞ。

結城委員 美杉の結城でございます。ただ今の1/8ページ並びに2/8ページにつきまして、

その中の2の建設工事入札参加資格、業者選定等について、お願いをしたいと思います。私の方も議会全員協議会でこの問題を協議をした訳でございますけども、議論が多くありました。従いまして、私として集約をしてお願いを申し上げたいと思います。一番右の方の、調整の具体的内容の欄の3行目のただし書きの関係でございますけども。ただし、業種によっては、設計金額2,500万円未満は、旧地域性を優先した制度を云々ということでございますけども。これは、具体的に申し上げますと5,000万円に是非していただきたいということが1点でございます。それから、次のくだりの旧地域性を優先したという中での、旧地域性というのは、基本的に現在の市町村。そういうふうに、このくだりについては解釈をお願いをしたい。そういうことで要望をさせていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい。お答えをさしますが、それまでに、ひとつだけちょっと、お伺いしておきます。2,500万円から5,000万円というのを、出来ればどのような理由でということ、ご説明をいただければ、ありがたいです。

結城委員 私ども、町村の場合には5,000万円を超えます場合は、議決要件というようになっておる訳でございます。正直申しまして、非常に、5,000万円を超えるというケースは少のうございます。従いまして、現在、執行しておりますその中で、5,000万円以下がどうございますけども。急変というようなことも含めまして、合併時には5,000万円以下と、このようにお願いをしたい。そういうことです。

会 長 そうすると、5,000万円未満がほとんどだと。おっしゃれば、今の美杉村の地内で行われる事業のほとんどは美杉村の業者にまかすとけ。こういうことですか。

結城委員 いろいろと合併して、ただちに、そういうことについての心配がありますので、このようにして、お願いをした訳です。

会 長 ただちにの期間もご議論になりました。

結城委員 そのことについては、具体的にはございませんでしたんですけども。私としては、急变的な緩和、そういうことについてお願いをしたいと思います。以上です。

会 長 すいません。いろいろお伺いして恐縮でした。それでは、今のご意見、それから私がお伺いしたような内容もひっくるめて、部会なり幹事会、どちらがいいのかな。部会ね。じゃ、考え方、それから今までの議論の過程をご説明してください。ちょっと、大事の問題ですので、丁寧に。

財産管理部会 公共工事の入札につきまして、先程5,000万円以上が議決案件だということになりますが、新市になりますと、1億5,000万円以上が議決案件ということで処理される訳です。それで、公共工事につきましては、入札制度が13年度から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律。この中で透明性の確保、競争性の向上、適正な施工確保ということになります。そこで、津市の今後の入札といいますのは、原則として、もちろんここに書かせていただいたように、全市域を対象といたしますが、一部業種につきましては、確かに具体的に申し上げますと、建設業法におきますと、28業種あるんですが、土木一式の工事が非常に多いということになります。その中で2,500万円といいますのは、建設業法に基づきまして、専任の技術者を配置することから、2,500万円以上につきましては、専任ですので、それ以下ということで、お願いしたいということで考えております。それで、発注状況なんですけど、バランス的に2,500万円で切ってみて数字を見てみますと、70数%が2,500万円以下の工事で、2,500万円以下については、旧地域性を考慮した発注になりますので、当然現行のまま、基準は少し毎年、毎年の係数によって変わってくると思いますが、基準はそのように70%は地元で確保ということになります。それと、もう1点、旧地域性とは、どこをさすのかというご質問であったと思います。これは、中の各市町村さん、ばらばらに、業者数の多いところ、1桁台の業者数から複数の、10いくつの業者数さんとか、30、40の業者数さんがみえますので。いわゆる、先程申しました適正法の透明性、競争性からいいますと、ある程度の業者数を確保しなければならないと考えております。

そのことから地域性というのは、旧地域に本店を有する業者さんをとという考え方になりたちまして、適切な発注ロット、1市町村では限らないというような考え方で部会、幹事会の方も協議いたしたところでございます。以上でございます。

会 長 幹事長さんは、はい、お願いします。

幹事長 幹事長の津市の助役の高橋でございます。この件につきましては幹事会でも、だいぶ議論になりましたけれども、これは、指名基準というのは、個々の工事を出す際に、競争性、透明性を確保していく上で何社程度の指名をするかということでございます。ただ、実際の工事によりまして、1つの市町村ということだけで、地域性のところですけども、1つの市町村ということで限定をしてしまいますと、競争性が確保されない場合があります。今申しましたように1桁の業者しか登録がない場合がありますので、ですから、やはり、工事毎に必要な業者が確保できるような範囲、例えば、美杉村さんで十分な業者さんがいない場合であれば、周辺の旧市町村の業者にも広げてというケース毎の対応になる。ならざるを得ないということで幹事会の中ではご理解をいただいております。それから、2,500万円の部分も、土木一式が工事の半分程度で、その中で7割程度ということで、2,500万円以上の工事になりますと、ある程度の技術力も必要になってくようということで、市内全域、新市の中で登録している全体の中での競争性を確保していく方が先程の適正化法の主旨にも沿うことになるのではないかとということで、件数的には極限られた3割弱ですので、そういう意味では幹事会の中ではご理解をいただいたということでございます。

会 長 いかがでしょうか。今、それぞれから今までの議論の過程、それから契約に一番大事な公正、公明、そういったようなところの観点からの判断だというふうに説明をいたしました。お聞きになっていただいて、いかがでしょうか。どうぞ。

結城委員 現在それぞれ市町村で行われています入札そのものですか。透明性、競争性ということを通して新しく入れて、やはり、やってみえると思うし、私どももこのことは、当然重点を置いてやっておる訳です。そういうことの中で、当面、急変的な緩和も含めてこの金額を引き上げていただきたい。また、技術者も、当然技術者がおりませんと、その技術は対応できない。そういうふうに当然のことです。言われていることは当然のことですので、金額を引き上げてもらい、それから、技術者も当然必要やと、その前提にたって、再度引き上げていただいたらありがたい。また、他の皆さん方にもご意見を聞いていただいたらありがたいと思います。以上でございます。

会 長 それじゃ、他の皆さんにご意見をお伺いをいたしましょうか。はい、どうぞ。青木さん。

青木委員 一志町は美杉村さんと同じく5,000万円ということで、いってはどうかという意見がありました。件数70%ですが、側溝を直すものから入れれば、70%になりますけど。町でいう大きな工事というのは、やはり、5,000万円を1つの目安にさせていただければ、我々の意見もそうあってほしいということでありました。

会 長 他の皆さんいかがでしょうか。じゃ、河芸町さん。

水谷委員 河芸町におきまして、この問題について、かなり時間を割いて議論をしたところでございます。やはり、金額については、設定金額については、5,000万円という意見がかなりの意見を占めておりました。ただ、業種によってはということで、業種ということで選別をする内容は何を意図するのかということで、いろいろと疑問点が、実は出た訳であります。その1つに、これ以外にまた、違った角度で設定金額を設けるような、そういうものがあるのかどうかというようなことの、疑ってみれば、そういうような見かたも出てくるような文言に取れるなというようなことも1つある訳であります。ただ、2,500万円が入札のありようからいって、どのような落札の比率を占めているのか。そこらへんを幹事会の方では、かなり分析をされておるのかどうか。もし、あれば、そういう数値をサンプルにお聞きしたい。

会 長 それじゃ、もう一度、水谷さんのご質問に答えてください。

財産管理部会

先程、他の建設業種 28 業種ございます。その中で、他に多いという、舗装とか、建築一式あります。中には、防水とか内装仕上げとかのものもあります。その場合、非常に発注件数が少なくなってきました。各市町村さんの登録を見ますと、その登録すらない業者さんが見えですので、この場合ですと、全市を一本という考え方は原則ですので、させていかなければならないと。その中で、先程の競争性の問題が出ましたですけども。ある程度の業者数を確保するということになりますと、30 社程度かなということの競争性でもって保てるかなと、少ないところでは競争性が保てないという形にはなろうかと思えます。そこで、2,500 万円落札率ですけども。一応その基準的には、建築の場合と土木一式の場合と管舗装の場合ですと、全て金額の各付けの金額が変わってきております。ちなみにこちらで、具体的にお話になっているのは、土木一式が一番多いように思います。その中で、お話の中での 2,500 万円ですけども。建設業法の 2,500 万円以上は、主任技術者を専任手配するということになります。ですから、落札率というのは、はっきりいってこの場合議題としては、載ってなくて、数字的に今申しました 70%を超える発注件数がそこにはあるということだけで、ちょっと、その落札率までには議論の対象にはなっておりません。以上でございます。

会長
横山委員

他にいかがでしょうか。はい、横山町長さん。

やはり、美杉村の村長さんがおっしゃいました金額では、それが発注件数では 7 割か分かりませんが、3 割かどうか、ちょっと、疑問なところでございますが。やはり、結城村長のおっしゃるとおり、2 年か 3 年後は 2,500 万円ですって、3 年以内、日付を決めて基準を直す。そういうふうにしていただくと私もいいと思います。

会長

いろいろご意見がございましたが、他にいかがでしょうか。こういうふうに部会、それから、幹事会のまとめを皆さんにお諮りをいたしておりますので、お許しをいただいての発言であります。私ども、いつも契約事務は、私どもというのは私だけかも分かりませんが。地元といいますか、それぞれの市町村の業者育成というんでしょうかね。事業育成、そういったものも考えまして、できれば、ざっくばらんにいって、本当に税金を納めてもらっている地域内の業者に仕事をしてほしいと思うのも一面であります。何とか、育成をしていきたい。もう一面は、何度か申し上げてますけれども、なるべく、広く、公正に、そして安くということを考えますと、税を効率的に使う、それは、やはり、自由競争の、きれいな自由競争の中で、一番安くない仕事をしてくださるところに、広いところから求めてやってもらうというのも、これは、やっぱり、税金を納めていただく住民の皆さんに対する我々の義務です。そのへんの価値観の中で非常に迷うことは、皆さんご承知をいただいていると思います。それで、本来は市町村という範囲を超えますと、どうしても、やはり、よその県から、どこよかの市町村ということに対しては抵抗がある訳ですけども。今度は 1 つの市になる訳ですから、どこにお住みになっておろうと、同じ市民、こういうことになりまして、皆でいい仕事をしていただきたい。なるべく多くということは、どなたにでも思うことです。だから、例えば、津の人も美杉で仕事をしてらっしゃる方も、どこの方もみんな一緒でございますので。そのへんのことをお考えになっていただければ、1 つの制度ということにも、ご納得いただけたと思います。おっしゃっているとおり、1 つは、ご懸念は激変だと思いますね。分かっておるけれども、今のところ急に変わったら困る、こういうことだと思います。でも、これは例えば、美杉の方が津で仕事をしていただいても、大いに歓迎でございますね。そんな方もどんどん出ていらっしゃると思います。美杉には優秀な業者の方たくさんいらっしゃいますから。今まで津でなかなか仕事が出来なかったから、どうぞということになれば、それは、お互いにとって、ハッピーなことで、おそらく、そういうふうになってくのではないかと。しかし、そのへんも、あまり僕が申し上げているような一般論じゃなくて、実際の契約事務をやってらっしゃる方がいろいろと会議、幹事会で議論なされて、出された結論が 70%というのは件数か、それともお金にしたらいくらか、そのへんの議論は、横山さんが

らもあったと思いますが。しかし、建設で表す数字というの、それぞれの業者の方がその能力に応じて、経営規模もあるでしょうし、仕事をしていらっしゃるんですから、あながち件数の70というの、ひとつ、激変緩和のことを考えた結論ではないのかなと、こんなふうに思うんですけども。私の申し上げたいことは、だから、是非この原案でご理解をいただけたらな、こんなふうに思いますが。再度お願いを、私からもしたいんですが。契約事務というのは、それぞれの業者さんも大きな業者、小さな業者、いろんな立場で全部思いようが違うと思いますので。このへんは、ある程度理論的というか、そういったところを客観的に考えてということでご理解をいただけたらと思えます。はい、どうぞ。横山さん。

横山委員　やはり、事務局が考えた2,500万円というのは、妥当な線かなと思っておりすけども。やはり、たとえ1年でも2年でも、5,000万円という線を出して激変緩和というか、やはり、その地区でそういう土木事務で住んでみえる住民さんがたくさんおると思えますので、その中で、ぽっと2,500万円に変わると問題が起きようかと思えますので、私の考えでは、やはり、1年でも2年でも少し延ばしていただけたらありがたいと思えます。

会　長　失礼ですが、横山さん、よそへいってもいいんですよ。何も仕事がなくなってしまう訳やなしに、その方にとっては、チャンスが大きく広がるんですよ。だから、自分とこだけの範囲で仕事と、考えてらっしゃると、何か一体何故そうなんだらうと思うことになるので、よそへ大いに競争で、乗り込んで行っていただいて仕事をしていただければ。私はそんなものは地域性取っ払って、みんな自由に。なんていうご意見も出てくるのかななんて思いましたけどもね。それじゃ、田村議長さん。

田村委員　津の田村でございます。この点につきましても、津市の議会におきましても、本当にいろんな論議がございました。立場をどちらに置くかというようなことだと思えます。ただし、論議をしていく中、また、担当も含めていろんな話を詰めていく中では、こういう結論が得られました。この2,500万円という数字なんですけども、私もいろいろ勉強させていただいた中で、建設業法等々の考慮いたしますと、今横山町長さんがおっしゃったようなことが適正な線かな、このようにも思えますし。そのことが2,500万円で切る方が、より今でいう地元業者の育成につながるのじゃないかなというふうな思いもいたしております。金額を上げるだけで、今でいう地元業者の育成とはつながらんのとちがうのかな。こんな思いももっておりまして、私どもといたしましては、もちろん、専門部会、また幹事会で十分論議された結果として、尊重させていただく。こんな結論に達した訳でございますので、よろしく願いたいと、このように思っております。

会　長　この問題、今まで、それぞれお話がありましたように、十分議論されてきたことでありますので、方向を決めたいと思えますが。なお、2,500万円反対でしょうか。今のご意見がおありになった方は、そうかなとご納得であれば、ご提案を申し上げましたような格好で調整をさせていただきますし、ご承知のように、こういうのは、まだまだ、いろいろ運用で細部の面が出てまいりますけども。なるべく、その激変だなどということは、どういう面でそういうお気持ちがあると、カバーできるかは私もちょっと、つまびらかではありませんけども。いただきましたお気持ちは、それなりの議論を積んだ担当にも、よく分かっておると思えますので、できれば、私はご理解をいただいて、よし、それならそれでいこうとおっしゃっていただければ、ありがたいですが。どうぞ。はい、どうぞ。池田市長さん。

池田委員　久居市の池田でございます。この考え方には、いろんな考え方があると思えますが。この2,500万円未満が約70%、ということは2,500万円以上が30%ということになるのだらうと思えますが。それじゃ、その2,500万円から5,000万円の間は何%になっているのか、そのへんはつかんでみえるのですか。

会　長　はい、どうぞ。

財産管理部会 2,500万円から、申し訳ございません。これ、私どもの基準6,000万円で、6,000万円以上の管理一切をといることを、要件でいっておりますので、6,000万円ということで、ちょっと、数字が悪いんですが、お答えさせていただきたいと思います。全体で18%ございます。2,500万円から6,000万円までの工事が18%ということっております。5,000万円にしますと、15%ということになりますので、よろしく願います。

池田委員 2,500万円から5,000万円が15%ということですが、これは、各市町村によっても違うと思いますが、4つの町村から意見が出ているわけでございます。さらに、そのへんの本当に5,000万円必要なかどうか、そのへんを今、発言をされた町村さんで2,500万円から5,000万円の間の件数がどれだけあるのか、そのへんも検討していただいたらどうかと思います。折角の意見でありますから、もう一度ご検討いただければというふうに思いますが。

会 長 あの、池田さん。これ、年によって違いますね。全然ない時もあるし、ある時いっぱいあるときもあるし。こういうのが、なかなか、ひとつの部分で判断をするというのも難しい。ひとつの決め事みたいなルールになっていくので、その時にあれば非常にいい、その人にとってルールであったり、悪いルールでもあったり、どうでしょうね。どうですか。今、池田さんからは、もう少し金額についてという話もありましたけども。どうぞ。

池田委員 やっぱり、私どもは激変という判断はあるわけです。それで、金額の是非はともかくとして、今まで地元業者の育成ということを非常に大事にしながら、方向を探ってきているわけでございますので、そういう面では、今日直ちに金額設定をということではなく、もう1回どうしても、議会の中で議論をやってみたいなという感じがいたしておりますけれども。結論は先に譲ってもらうような方法で処理していただけないかというのが私の意見です。

会 長 どうぞ。

水谷委員 私は、2,500万円でのこの会議で決めておいていただいて、ただ、激減緩和で事務局案とおりで、1年か2年、合併してから2年間は5,000万円でいって、後は2,500万円でいくということを決めていただいた方がいいと思います。激変緩和というだけで、私は2,500万円は事務局が出した案は妥当だと思います。ただ、合併したら、すぐに2,500万円以上は全市でやるというのは、少し問題があるかと思いますので、1年か2年でも、そうやってしていただければ、ありがたい。事務局案とおりで、後付け加えていただけるのを、1年か2年していただけるとありがたい。

会 長 そこで、もう1つお考えいただきたいのは、2,500万円にしても、しかるべき後には、もうなしにしてしまおうというつもりですから。基本的には、みんな同じだということにして、激変緩和で今、2,500万円。もう1つ、もう1段階ということですね。それでは、3号委員さん、ひとつ、こういう時の学識経験のご意見を伺いたい。急には、ちょっと失礼でしたでしょうか。

鈴木(秀)委員 新市になってからの判断につきましては、かなり、首長さんの判断というのが、非常に大きいと思います。どちらの理論も非常に重要で、地域の業者育成、或いは地域の雇用を維持するためという部分と、公平、公正と、やっぱり、どうしても相反する部分があります。それを、どのへんで落ち着かせていくかというのが、やはり、その状況を見ながら、その時に首長になられた方が判断していくものであって、今この協議会では、やはり、ガイドラインとして方向性だけは、ある程度示しながらも、ここで具体的に金額まで固定していくというのは、やはり、その新市になってから、新市の首長さんになられる方の判断に任せる部分を、ここでは余裕を持たしておいた方がいいなというような感じがいたします。

会 長 ありがとうございます。新市で登場してくる首長の勉強期間の猶予をとこうということですね。横山さん案のご説明をしていただいたような感じになりますね。どうし

ましようね。それなれば、ご納得いただけますか。いろいろ、ご異論のあった方は。基本的な方向は、ご承知というか、ご納得でしょうね。あくまでも、合併当初の変わりようの激しさというか、そこだけ少しと。うん。なるほど、鈴木さんがおっしゃったように、こないだも、ちょっとお話ししましたが。いろいろな行政の内容、新市の首長の1つの、それから、新市の議会議員の方の市経営の方針によるところが多いと思いますね。横山さん案で、幹事長さん、どう。極短い期間、新しい首長の勉強期間、極短い期間を特例として、一度検討をしていただくことにして、基本的にはご提案を申し上げていることで良ということで、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そういたしましょう。それでは、幹事長さん、今の主旨で、ひとつ、もういっぺん、幹事の皆さんとご相談しておいてください。お願いします。それでは、協議事項は以上です。

4 新市まちづくり計画について

会 長 次に、会議次第の4、新市まちづくり計画についてを議題といたします。前回の協議会で新市まちづくり計画(修正原案)の三重県事業を除く主な事業(案)と財政計画(案)をご説明をいたしましたので、その内容につきまして、ご意見などを頂戴したいと思いますが、その前に事務局から新市まちづくり事業におきますところの、三重県事業の内容につきまして、説明をさせますので、お聞き取りをいただきたいと思

事務同次長 それでは、前回ご提案をさせていただきましたご意見をいただきます前に、ご説明さしていただきましたように、新市まちづくり計画に記載をいたします三重県の主体となっております事業につきまして、三重県との事前の協議によりまして、まとめましたので、報告をさせていただきますと思います。この項の説明をもちまして、新市まちづくり計画のすべての項目をお示しをすることになりました。合わせてご報告をさせていただきますと思います。それでは、会議資料、新市まちづくり計画の47ページをご覧くださいと思います。この三重県事業につきましては、市町村の合併の特例法第5条によりまして、都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となります事業について、建設計画で定めるということになっておりまして、その事業について、幹事会の了解を得て三重県との事前の協議を行ってまいりました。その結果を報告をさせていただきます。まず、三重県の役割ですが、新市は三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進め、三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを支援をする。次に、新市における三重県の主な施策でございますけれども、(1)保健・医療・福祉の充実、(2)教育・文化・スポーツの振興、(3)産業の振興と雇用支援、(4)生活環境・県土の保全、こう掲げております。その取り組みをそれぞれの施策ごとに記載をしております。

次に、三重県が行う主な事業が掲げてございますけども、48ページから50ページにかけて、まちづくり計画期間中に行います主な事業を記載をしております。これらの事業実施にあたっては、新市も積極的に支援をしていくことになっております。この事業につきましては、(1)三重県が事業主体となって行う事業、(2)着手に努める事業、(3)着手の検討を進める事業、(4)三重県と新市が新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業、この4つの部分に分けて記載をしております。これらのまちづくり計画に記載する事業の選抜にあたりましては、三重県の県土整備部などの事業担当をしております、それぞれの部におきまして、記載できる基準を定めております。説明資料はございませんけれども、少し、その代表的なものを申し上げますと、その記載ができる基準でございますけれども

も、1つには、三重県市町村合併支援方針に基づく支援策に記載された事業の中から選択をする。2つ目、県の役割を勘案し、効率的、効果的な事業に限定する。3番目、原則として建設計画期間内に完了する事業である。4番目、原則として現在継続中の事業から緊急性、必要性、事業効果等を判断して選択する。5番目、新規事業について、継続事業と比較して必要性、緊急性等を有しているかを十分吟味して判断する。こういったような基準を設けているところでございます。さらに、道路事業につきましては、主に合併に資する道路であるかという観点にたちまして、建設計画に記載できるかどうかの採択条件を設けています。従いまして、これら、このまちづくり計画に記載された三重県事業につきましては、特に広域的で、まちづくり計画期間内において事業効果があり、その事業効果も合併に資するという観点が重要な要素となっていくものと考えています。ただし、道路整備事業で見えますと、今回三重県から公表されました新道路整備戦略に掲載されております道路であっても、合併に資するまでに至らない事業につきましては、このまちづくり計画に記載されないものも出てまいります。三重県によりまして、このような道路につきましては、新道路整備戦略に基づいて、事業の推進や事業着手の検討は行っていくものと、いうふうなことをいっておるところでございます。当然、県内の他の協議会につきましても、三重県事業の記載につきましては、以上の考え方に基いて協議が進められていると、いっておるところでございます。以上の規定に基づきまして、48ページから50ページに記載をいたしました事業となった訳でございます。事業主体が県でありますもので、本日、この事業等を報告さしていただきまして、ご確認をいただくということで、ご報告ができればというふう存じます。なお、50ページをご覧になっていただきたいのですが、河川事業については、現在、県と協議中としております。この河川に関する県の基準作成が、今回の事前協議時期に遅れたこともありまして、現在、基準に照らして、計画に記載できないか協議中でありまして、協議が整い次第、速やかにまちづくり計画に記載をしてみたいと考えておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

会 長 新市におきます三重県事業の説明は以上のとおりでございます。それでは、今のこのことにつきまして、ご所見がございましたらお願いをいたします。どうぞ。

結城委員 質問でございます。

会 長 どうぞ。

結城委員 先程の説明の中であつたんですけども、三重県がこの度公表して、新道路整備計画、そのこととの兼ね合いですけども、ここに上がっていますものと、それから、あがっておらんものということで説明ありましたんですけども。あがっておらん、そのまちづくり計画のこのものは、三重県として早期にやられるものを主としてあげられ、そういう選択をされてあげられたんか、ちょっと、聞き方がよく分かりませんが。ここに載っていない三重県の道路整備計画と新しい新市のつながりはどのようになるか。そのへん、ちょっと、お聞きしたい。質問でございます。

会 長 はい。分かりましたか、質問のご主旨は。はい、お願いします。

事務局次長 先程も説明の中でも申しましたように、新道路整備戦略の中で、今回、三重県さん、これを出していただきました。その中にあがっておるものが、このまちづくり計画の中で、事業としてあがっておらないというような、そこらへんのご指摘ではないかと思う訳なんですけども。一応、三重県さんにおかれまして、まちづくり計画に記載をする、特に合併に資する事業の、そういった事業の中から選択基準を設けてられまして、それに基づいて、この建設計画に、それに対象となる事業については、このまちづくり建設計画にあげたというふうなことになっています。従いまして、それ以外の事業につきましては、合併後その事業がやられないということではなく、すなわち、新道路整備戦略計画がございまして、それに基づいて、そういった事業については、たんと進められていくと。そういうような形でご理解をいただければ、いいんじゃない

ないかと思えます。三重県さんも、今、いらっしゃっておりますもので、もし、そういうふうな形で理解をしていただけることであれば、更に、考えをおっしゃっていたければありがたいと思えます。

会 長 本多さん、どうぞ。

本多委員 少し、今、事務局の方で説明していただいたことですが、少し補足させていただきますと、結城村長さん、おっしゃいますように、新道路戦略に企てて、ここでのってきた道路の考え方ですけども。主な選定条件は2つありまして。1つは、合併市町村の中心地と合併関係市町村と連携すること。これで合併の効果をより高めるための道路というふうな位置付けをしてもらっています。それから、もう1つは、合併市町村内の公共施設との共同事業にする道路、そういった特定の公共施設があって、そこをより有効に活用するために、それも合併に資するというふうな考え方になっております。主にその2つの基準に該当しなかったものについては、今回のこの計画には掲載をさせていただかなかった。そういった区分けをしてあります。もちろん、事務局が言いましたように、ここに掲載されていない道路であっても、新道路整備戦略の中に記載をされている道路については、それは、たんとやらしていただくというふうなことを考えていますので、よろしく願います。

会 長 失礼しました。はい、横山さん。

横山委員 これ、安芸郡はひとつもあがっていないんですけど。やはり、そういう主旨はよく分かりますけども。悪く言うたら県が切り捨てというような考え方をしているのではという考えに陥りますので。安芸郡も1つか2つは。理屈は分かりますけど、安芸郡1つも出てないということは、少しいかがなと思えますね。意見はそれだけ。意見として、やはり、一志郡、津市さんばかりで、安芸郡ゼロという状態では、やはり、少し不満は。意見として申し上げておきます。

会 長 安芸郡ゼロ。安芸郡、整備が完全にできているのと違うの。失礼。冗談これだけに。そうかな、何にもないかな。はい、どうぞ。

長谷川委員 河芸町の長谷川ですけどな。ちょっと、見てください。32ページですな。2の活力のある多様性をもった交流都市の実現 主な事業の、その上から3番目の主要幹線、地域間道路の整備、これに河芸町島崎町線がありますな。それで、津市から、津市の端から、南の端から河芸町の北の端までというんですな。それにも関わらず、今、横山さんが言われた50ページの(4)三重県と新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業ですな。それで、都市計画道路河芸町島崎町線の整備事業ですか、これまでは、よろしいわ。(栗真海浜線以南の区間)ということは、河芸町はだめですから、津市だけでやります。河芸町は絶対やりませんというような、こんな極端なとんでもない書き方して、どうなってんのやな。これ、ちょっと明解にお答えいただきたいんです。河芸町としては、津市と島崎町線はやりますと、県においては、津市と河芸町であります線であります。津市の方は、絶対河芸町はやりませんと。これは、極端な、何て言うんですか当然、本当に、答えてもらわな進みませんわ。

会 長 じゃ、本多さん。

本多委員 個々の路線について議論させていただくのは、本意じゃないんですけども。話が出ていますので、答えさせていただきますけども。芸濃の方がないというお話ですけども。そういうことではなくて、49ページの上から5つ目ですか、国道163号の長野峠バイパスの話もありますし、それから、(2)で2つ目、県道亀山安濃線、それから、県道草生曾根線、こういったところも入っておりますので、1つもないという、そういうことはない。それから、河芸町長さんがおっしゃった点ですけども。実は、これは基本的には、この計画の期間内に整備をするという話、それから、新道路戦略の中で、策定していくというふうな話がありますので、そういった期間面からみると今の時点で、すべて計画期間内にやれるかどうかという話がありまして、県の新道路

戦略の中でも、河芸町島崎町線というのは、私どもも重要な線と認識をしまして、さしあたって、栗真海浜線以南で整備することが、今の河芸町から津市へ来ていただく時に、非常に渋滞で時間がかかる訳ですが、その大きな解消になるだろうと、そういうふうな観点からやっておりますので、そのへんをご理解をいただきたいというふうに思います。ここに書いてありますが、県がやるという話ではなくて、事業主体をこれからどうするかという議論もございますので、そのへんもご理解いただきたい。

会 長 長谷川さん。

長谷川委員 局長さんの説明ですけど、これを持って話が全部説明に来ますのやな。これを見せやんなりませんわ。町民は河芸町でぼんと切れて納得いきません。合併できませんに。絶対合併できん。こんなことやったら。その詳しいことの書き方を、やっぱり、具体的に書いてもらわんと、当然、栗真は以南でやりますけど、河芸町はやりませんと、はっきり河芸町がいうているように書いてある。こんなもの住民に見せられませんか、この情報公開の時代に。これ、やっぱり、みな情報やで、出さならん。それで、それを前提に説明していかなあかん。その中で、県は一体性に取り組みますよと一方で言いながら、そういうふうにとると、それを何も、ただし書きも何にも書いてませんやろ。これを見せて回りますのでな、これでは合併できませんよ。県が合併せんように段取りしているように見えます。私どもには分かりますけどな。こういうことでは、前に進みません。とにかく、見せんならん。議会でも、みんな、これ見せませよ。ほんなら、河芸の町長なんや、河芸切られて納得したんか。誰でも言いますよ。これを、もっと前向きに取り組んでもらいたいと思います。いくら弁解しても通りませんわ。これは。

会 長 どうぞ。

横山委員 失礼な言い方になりますけど、一応私の意見ですけど。下水道事業は書いていただいてもよろしいんですけども、やはり、こういう事業は、県民局長が言った文言で書いていただければ、私は、一番いいと思います。やはり、これにのって書いてくると、やはり、これは、合併してからも、するんやというか、証拠というか、残りますので、私としては、やはり、下水道事業以外は、今、県民局長がおっしゃいましたことで書いていただければ、ありがたいと思う。

会 長 長谷川さん。河芸町島崎町線の話、プロじゃないので、僕が申し上げるのが、間違っておったら、また、担当に直してもらいますけれども。元々、もう何十年かな、十何年前、鈴津道路で、これ出ましたね。北川前知事さんが代議士さんの頃に、鈴津道路構想があって、そのつながりだろうね。それで、一方、街路事業として、河芸町島崎町線があって、そして、そこんとところに流域下水道計画が出てきて、河芸町さんと津市との間のところに集中処理場が出来てきて、そこんところへ、どんなふうにしてジョイントしていこうかというのが、現実的な問題として出てきて、河芸町さんの中の国道 23 号線から東西に入って、そして、新しい津市と河芸町の境目の流域下水道の処理場に行くところについては、流域下水道の工用道路の整備も必要だしとか、いろんな手法で整備をしてきたと思うんですよね。これ、今、栗真海浜線までの部分もやはり、その部分の整備手法というのは、道路事業だけじゃなくて、下水道事業関連で整備していった。さて、じゃ、そこで、道が止ってしまうもんで、とって、県とそれから、私ども地元の白塚町あたりで、これをどうしていこうかというので、じゃ、街路事業の河芸町島崎町線をこの際、通していこうやないか。そうすると、河芸町さんから流域下水道の処理場を通過して、栗真海浜線の突き当たる部分を通って、そして、志登茂川を越えてという、ひとつの、僕は、今の市町村までのつなぐ所の道路。こんなふうな、津の市長としては理解しておりますね。

長谷川委員 それは、分かりますけど。河芸町の住民にとって、将来にかかりますというただし書きを書いてもらわんと。ここで、それから、そちらはやりませんと書いてあるのと同じですもんで。こういう表現をしてもらおうと、絶対あきません、うちらでは。

会 長 今の都市計画でやれる事業で決定してあるのは、河芸町さんはどこまで線が引っ張ってあるのかな。河芸町島崎町線て一言で言うところけど、これ、相当。そのうちの一部分だけをいうとる話でね。誰か分かるかな。都市計画決定してある、随分もう古い話やから。あの、長谷川さんが言われるのは、今の国道23号へ入っていくおたくの、それより、もっとまっすぐ海岸線に沿って、昔の鈴津道路構想のお話をしてらっしゃるの。

長谷川委員 何と言うたところで、一旦やると書いてあるのに、それは、栗真から南ですよというの、河芸町はやりませんということになりますんで、それは、いろいろ諸条件によって、将来それは続いていきますということに書いて説明せんと、前提がここで、明確に今の津市までですよと言われると、みんな納得しませんやないか。それを上手に文に書いてもらおうと、これを、これがあつたら、これを見せんなりません。

会 長 どうぞ。はい、本多さん。

本多委員 これ、事務局の方から要望があつて、県もあえて、これを書かせていただいたんですね。新市さんの事業計画の中で、河芸町島崎町線というのは書いてありますから、県によりますと、事業も、事業主体も決まってない訳ですね。これから、検討していくということで。非常にご都合悪くなりましたら、ひとつの考え方として、ここはおろささせていただいて、新市の事業の方で見ていただくということがあるとは思うんですけども。

会 長 それは、簡単におろせません。そんな簡単な話では。何年間かかって地元で調整をしてきているか。だから、それよりも、今、長谷川さんがおっしゃっている河芸町島崎町線というのは、こういう記述の仕方だと全く河芸町内、今のですね。今の河芸町内は関係ないというふうに読めるから地元は困ると、こういうお話だから、そのところを道路というのは、行き先がなきゃ、とてもじゃないけど、何ともしようがないので。つながっていく話の道路というものの性格を、何と云うのかな、心得て、書く方法というのものもあるんやないかなという、そういうことだと思ふけどね。長谷川さんがおっしゃっているのは。

長谷川委員 津市の南端から河芸町のとこまでやりますよということを書き足していただけるのなら、一体的に津市のはしまでやりますよと書いてありますわ、県の指導が書いてありますな。それでは、河芸町の北の端までいってもらわんと、表現の仕方が間違っているやないですか。どう考えても。

会 長 本多さん。

本多委員 実は、今回の新道路戦略は、箇所を定めている訳ですね。箇所を定めている。他のところも箇所を定めておる訳です。そういう理論でいきますと、箇所を定めてあつたら、全くおかしいという話になってくると、それは、実施ができなくなるということにもなりますので、そのへんどう調整するか。

会 長 あの、河芸町島崎町線、何か、3者で、もうちょっと話しましょうよ。後で。はい、どうぞ。

水谷委員 ちょっと、よろしいか。局長さん見えますんで。この交通量の認識のために、一言申し上げておきますけども。今、栗真海浜線以南で書いてありますけども、ここの車は想定した場合に、栗真地区では国道23号線から渋滞で溢れた車は捌けないんですよ。これ、ほとんど河芸の方にやっとなるんですよ。今の漁港、あるいは、東千里のマリーナの方から入ってきておるんです。そういうことを考えたら、どこが一番問題になっているのか、もう少し車の重大の今のポイントをきちっと把握してってください。こんな栗真やったって、私はあかんとはいいませんよ。道路ですから、全部つながっているんですから。ただ、どこが一番問題かということを見た上で表現をしてもらわんだら、私どもの町長言うたように、これが入つとるがために、河芸は切捨てかと、これ認識したら、なかなか前に進みませんよ。そういうことだけは、文言、ただの文言であっても大変重要な問題だということをお聞きしたいと思ひます。

長谷川委員　私らは前向きに考え、そのような方向で体制としていきますけども。しかし、前に進みませんわ。これやと絶対に。100%いきませんに。絶対に。誰が、河芸町議員 18 人おりますけど、一人として賛成がおらん。そして、町民 1 万 8 千おっても、誰一人、何やこれとは言われますやんか。そやで、私らはやりたいのやで、やれるような格好で調整してもらわんと。今日は、こんなこと言うても、あきませんので、私ら、誰が言うても、納得せんわけです。そやで、知事さんも入れて、局長さんも入れて、私も入れて、市長さんも入れて、今度、そのように対応していただきたいと思います。是非お願いします。

会　　長　　それじゃ、次。横山さん。

横山委員　やはり、これ、県さんもあげたないと思うので、やはり、芸濃町、安芸郡としてあげてもらわんと、一体的に。今、県民局長さんがおっしゃったような言葉で書いていただくと、私としては、よろしいんですけどもね。安芸郡何にもないし、やはり、何でこういうふうなことになってきたかという理由はいろいろあるかと思いますが、やはり、県民局長がおっしゃられたとおり、言葉で。やっていくのは、新しい市でやっていくのだと思いますけど。県民局長さんがどういう理由であげたかという説明だけにさせていただいて、こういうのは、消していただくとありがたい。ひとつ、お願いしたいと思います。これもお願いでございますのでね。

会　　長　　いかがでございますでしょうか。もっと、いろんなご意見、ご質問などございましたら、どうぞ。ちょっと、何か島崎町線協議会になりましたので、全体。はい、どうぞ。

海野委員　この県事業とは、少し離れますけれども。財政計画で、先般ご提示をいただきましたが、これは不安定要素が多くございまして、なかなか、確たる数字はつかめない。このことは、事実承知をいたしておりますし、それから、20 年間やっていただいたということにつきまして、よかったなと思っております。ただ、人口の推移が現状からいたしまして、少し過大評価してあるのではないかというような気がいたしております。ですから、人口推計をもう少し、政策要因も加わっておりますけれども、シビアな見方をさせていただくと、住民サイドの方の説明につきましても、ある意味では、信頼性が出てくるのではないかと。こんなことも考えておりますので、また、一度事務局の方でご検討いただきたく申し上げました。

会　　長　　ありがとうございます。基からこの人口推計のところは、いろいろと悩みのあるところで、何にも、新市スタートではったりで、たくさん人口推計してやらんならんことは何にもありませんので。読める限りの方向を読む。人口が歳入に関連している部分が出てきますので、確かに大きい殻を見込んで、後で小さくなってしまったという、あるいは控えめに見てスタートした方がいいかも知れませんね。また、人口がどういうふうにして見ていくというのは、人口だけが市の勢いじゃありませんけども。大方、やっぱり、勢いとしての代表される指数というのは、人口になってきているのでね。だから、これから新しい政策を掲げてやっていこうという市の構えでしょうね。ある程度、政策要因というのは、ひとつの目標でもあるからいいのじゃないかなというの、おそらく、数字をお目にかけるのにあつたと思うので、今のご意見で、もういっぺん、よく。でも、これ何べんやっても推計の話でね。大きくどうしようと動くかも分からんけれども。もう少し、ここで、高橋さん、ちょっと、議論していただけますか、推計の問題を。ここでは、結構ですから。海野さん、この方がいいかも分からんし、ちょっと、難しいね。もう少し、ちょっと、掘り下げてみましょう。どうぞ、前山さん。

前山委員　新市まちづくり計画につきましては、常に修正原案ということで出てまいりますので、たいへん、さかのぼって恐縮ですが。45 ページでございます。何度も同じ項目で恐縮でございますけども。庁舎の問題でございますけれども。いろいろ検討しておりますが、わが町の庁舎は、この耐震の問題、耐震の補強策を講じることにいたしましても、支所のあり方がどうであるかという議論が、また一方出てきますし、今すぐ

問題がある程度の私どもの中で想定をいたしながら考えておりますと、まったく半分はだめになってしまうと、こういうような考察をしておる訳でございます。そうしますと、それで、十分になるのかということ、そうでは、なかなかならないということでございます。出先庁舎ということになってまいりました場合に、やはり、改築ということも、ひとつはこの中に入れておいて欲しいと。全く私どもは老朽化しております、雨漏りもたいへんな状況になっておる。そういったこともありまして、これまでの事業選択の中では、庁舎が一番最後だと。こういうふうな方向で取り組んできたのが事実ありますし。また、今回、取り崩して財調の方へ庁舎の新築という問題を踏まえて、取り崩して財調に入れて公共事業を促進していこうと、主に下水道事業でございますが。そういったことに努力をしてきた訳でございます。今、これを耐震診断をやりますと、すぐ補強をとということになりまして、その補強の額がちょっとやそとの金ではできない。こういうふうなことが考えられますので、是非ひとつ、庁舎の問題をあんまり進まない部分があるということは承知してございますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

会 長 前山さん、この問題は是非、僕も何度も申し上げるようだけれども、庁舎は少し遠慮しておこうやないかと。こういう気持ちで、今、それぞれの持っている庁舎のところを広げる。直すとやり出したら、それこそきりがございませんので、どこの固有名詞も書かないでおこうと。しかし、庁舎自体は組織に関係するけれども、使っていこうとすれば、やはり、直さなければならぬものは、直していかなきゃなりませんし。これは合併があるうとなかろうと使うのであれば、それで、使わないのであれば、もうしなくてもいいと思うし。ですから、組織のありようというのが前提になってきますので、かたわら、ここんところで、じゃ、かっこして、どことどこの庁舎は改築とか、どこは一部修繕とか、ちょっと、そのへんのところは非常に書きにくいと思います。お互いに、それぞれの団体で持ってらっしゃる庁舎は、一個じゃないでしょ、たくさん持っているんですから。それこそ、何か庁舎修正一覧表みたいなものを作らなければと思います。そこまでは、やっぱり、この建設計画ではできませんから。是非、必要なものは、やはり、書いてあってもなくても、それぞれ新しい市として直していく必要のものは直さなきゃいけない。こういう、何か分かったような分からんような、基本的な部分のような気がしますけどもと思いますね、こういうことは。

前山委員 議長さんにお言葉を返すようですが。直すと言われても、その言葉からも新築も有り得る。こういうふうな解釈してよろしい訳ですね。

会 長 言葉尻とらまえてもらっては困ります。

前山委員 直すのに無駄金を投じるようなことは、この際止めてもらいたい。そういう実際にいろいろ考えていると、そういう立場に立つと、この中でも、立派な庁舎のたくさんあるほんの僅かだろうと、私は思います。特に、その中で、市がたいへんな状態になってきた時に、災害が起こった時に、我が庁舎では到底拠点となるべき地域の施設が駄目だと、こういうことになりますので。その点、よろしくお願ひ申し上げます。

会 長 今の庁舎で仕事をしてらっしゃるお気持ちは分かりますけども。そういうふうな、ひとつひとつの庁舎の評価をいたしていきますと、それぞれ、皆さん、10の団体、10のご意見があると思いますので。基本的には45ページに庁舎の耐震診断・補強と、こういうような言葉で出ておりますし、消防庁舎の整備。何れもみんな固有のことは書かずに、安心して暮らせる都市の実現のための主な事業というふうな並べてありますので、このへんはご理解をいただきたい。よろしくお願ひします。

前山委員 議長。もう一言。補強というのを整備にしておいて下さい。耐震診断整備。

会 長 そういうご意見承っておきましょう。いろんなところをまた手直しをして修正、修正の原案というお示しをしますから。どうぞ。何でも。はい。

水谷委員 財政計画のことについて、2点ほど。考え方として質問させていただいて、できれば、そういう項を次回以降対応していただきたいなと思っておりますが。その1つは、

合併した効果が、今、提案されている計画資料で、はっきり言って分かりにくい。だから、合併効果が、実はどういうふうに出てくるのかと、数値の上でおえるようなものを、やはり、出していく必要があるのではないかというのが、ひとつの私の考えとして持っておるんですわ。もう既に計画があるんだったら、そういうことをお答えいただきたい。それが、ひとつ。それから、もうひとつ、この表ですっと見ますと、公債費とか、物件費が出ておるんですが、これらの基準についても明確にすべきである。でないと、何となしに、この無言のような形にばらばらに出てくるのかというような感じを与えてはまずいなというふうな感じがしておりますので、それらについて、考え方があれば、説明してください。

会 長 担当がまた、ご説明いたしますが。例えば、公債費なんかは、これは今までの借りる部分を返すんですから。確実に積み上げてこういう数字になる。だから、財政計画の数字をじっくり読んでいただければ、財政による、いわゆる合併効果なり、全てこの数字になって表れてきておりますので、言葉には書いてありませんけれども。前回もご説明申し上げたように。例えば、2,500 人の人件費で今の仕事ができいくじやないかというのであれば、10 市町村ばらばらでやっておれば3千何人、合わせれば2,500 人、もっと減らせるかも分かりませんが、一応はそういう考え方。それから、物件費にしましても、これから、いわゆる、いろんな交渉ごとが増えてきますけれども。そういったものも膨らまさずに、こういった形でやっっていこうと。随所、合併効果というのは、ここんところに読み込んであると思いますけれども。ご主旨がもっといけと言われるのであれば、それなりの覚悟して、処分も半分ぐらいでいこうやないかというのであれば、やれるかやれないかの再検討は必要ですけども。今のところは25 / 30 の確率で。ひとつ、財政計画というのを見ておいた方が妥当ではないか。こんなことだと思いますが、さて、担当者にもう少し補足をしてもらいましょう。お願いします。

事務局長 特に、合併した場合の合併効果について、どういう形で数字が表れているんだというふうなご質問をいただきました。財政計画、この推移を、数字を見ていただきますと、確かにダウンをしていく部分はありますし、上がっていく部分もあるということで、なかなか比較をしていただけるのが、ちょっとつらいかなと気分があるんですけども。この推計にあたりまして、財形計画の前提条件というのをお示しをさせていただきました。その前提条件につきまして、こういった推移を見たものでございます。特に、この中で合併に伴います効果としましては、これは、今あえて、申し上げるまでもないというふうに思うんですけども。特に合併を行った場合、特例法によりまして、かなりの財政支援が得られます。1 つには、大きくはこれもご案内にあると思うんですけども。この圏域では標準型、約 700 億の需要費に対しまして、95%の合併特例債の発行が可能ということで、これについても、この元利償還金の70%が普通交付税に算入して戻ってくると。こういうふうなシステムになってまして。有効的にこういった地方債を活用することによって、この合併 10 年間でいろんな事業の展開が図れる。更には、交付税に関しましても、合併補正というふうなことで、これも既にご案内だと思うんですけども。10 市町村で予算におきまして、そういうような効率的な調整運営ができるということで、本来であれば、交付税そのものが下がってくるのでしようけども。10 年を境にして、激減緩和しておりますけれども。10 年間は 10 市町村がそのまま好転しているというふうな形の交付税が受けられると。そういったような合併算定替えの効果もございますし。なお、それにプラスしまして、5 年間で総額 30 億円の上積み地方交付税に。そういうふうな形にもなっておりますし、特別交付税については、3 年間で 12 億円。そういうふうな形で包括的な財政措置ということで、新市に対する取り組みを生かして地方交付税が加算をされてくる。更には、国の補助金、県の補助金につきましても、これは、事業をやっていくということに対する条件があるんですけども。合併に伴いますいろんな事業に対しまして、この場合ですと、3 年

間で13億8千万円の補助金が受けられる。県につきましては、10年間で13億円の支援金を受けられる。こういったようなものは、10年間でありますけれども、財政支援によって得られる。これは、ひとつの大きな財政合併効果であるのではないかと思います。歳出面につきましては、特に人件費について、職員の合併後の職員数についても、2,500人を目標にという形で考えております。そういった意味等々でも、人件費の削減効果が表れるというふうなことで、そういった前提条件におきまして、この財政計画の推移を出したものでございますもので、合併効果というようなところについては、以上の点で得られるのではないかというように考えております。それと、公債費、物件費の基準を明確にということだったんですけども、これにつきましても、前提条件の中で、お示しもさせていただきました。特に物件費関係ですと、14年度の決算額をベースにしながら、これについても、合併に伴って減額されていくであろうという形で10年間2%の減額を見込みましたし、また、反面はひよっとすると、合併後数年については、合併に伴いまして、一方では、増える物件費関係もあるかという形で基準を決めながら算出しました。公債費についても、過去の10市町村の、今までの公債費をベースにしながら、これから以降、こういった特例債、更に新しい地方債を起こした場合に、その償還額に、償還率に合わせて、どういうふうな公債費の額になっていくかというふうな形の部分をベースにしまして算出をしておるところでございますもので、ひとつ、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

会 長 仮定をたくさんおいた算定ですので、なかなかご理解をしていただくのが難しいかも知れません。だいたい、今、辻がご説明を申し上げましたようなことが新しい新市の財政とすれば、合併せずにお互いの団体が、じゃ、これから、どういうふうな財政運営ができるかということと比較して考えていただきますと、やはり、そのへんに合併効果というのが、いろんな切り口はありますけれども、財政面からは出てくるのではないかなと。私らとも、財政力指数100をオーバーしとったら、そんな心配をせんでもええのかも分かりませんが、ご承知のように地方財政に対する手当てというものがものすごく厳しくなっていますので、そのへんをご検討、比較いただきたいなと思います。

水谷委員 あえて、私の方からお願いをしておきたいと思います。今、事務方の方から説明をいただいて、数値はずっと並べての説明でした。それは、それなりに事務方では理解はされておるとは思いますけど。ただ、一般的に、これは議会の立場から見れば、そうですけども。数値を、本当の姿が見えないんです。だから、表現の仕方として図式化するとか、もっと具体的な方法をとって表現をするようなことを、これからやられるんですか、どうですか。今のよう形でずっと進むということになれば、この数字は最終的まで追っていきける人は殆んど少ないと思います。思惑か何かの形で説明されている部分が含まれているということになれば、よけいに分からんようになってきます。そういう面について、大胆に切り込んでいけるような方法あるんだったら、もっと図式化して、はっきりと分かるようにしたらどうでしょう。そういうことを私は思っているんですが、いかがでしょう。

会 長 いいですか。はい、どうぞ。

事務局次長 財政計画につきましては、この新まちづくり計画の構成の一部をなすもので、この建設計画の52ページから掲載報告しています計画案、作成方法、更には、この歳入、歳出の数値でご理解をお願いしていくのかなと基本的には思っております。ただ、各市町村の担当者が、この計画のご説明に当たりまして、前提条件等々とか、お示しさせていただきますと、ご説明を既にさせていただいたのではないかというふうな考えています。これから、住民説明会等をしていただくというふうなことで、こういった住民の方に分かりやすい資料をご提供するのがいいのかなというふうなことを考えるんですけども。なかなか、財政計画は専門的なものでありまして、それをやろうとすると、更にそういった事務が複雑化されていくというふうなことになります。従いまして、

この財政計画 52 ページから上げさせていただきましたものをベースに、今、考えておりますのは、この数字をちょっと、円グラフなり、棒グラフにしながら目で見てご理解をしていただけるようなものを住民説明会なり、ご用意させていただいて、説明をし易く、あるいは、そういったようなものが目で見て住民の方々が理解していただけるような、そういった資料作りを進めてはいきたいと考えております。

会 長 よろしゅうございますね。それじゃ、辻さん。

辻 委員 久居市の辻です。たくさん議論のあとに、久居市の特別委員会で議員より、いつもこの意見が出ておりますので、ご報告をさせていただきたいのですが、この新市まちづくりの計画について、合併をするにすれば、あまりにも抽象的で、また、具体的なことが書いてございません。新市における実施事業は、もうちょっと具体的に記載してはどうかという意見が多くありました。この 45 ページの 1・2 級河川改修の促進、準用河川改修の推進とか、具体的に例を言いますと、どこをするのかと、そういうことは表記ができないものかという意見が出ておりました。こういうのは、一応意見とか具体的には、そういう部会というのですか、では出ていないのでしょうか。

会 長 どうぞ。

事務局次長 前回ご提案をさせていただきました主な事業の掲載のあり方についてだというふうに考えています。この主な事業の記載方法につきましては、策定検討会議、更には幹事会でもいろんなご協議をいただいてまいりました。出来る限り具体的な記載をということで、とりあえず、各市町村の総合計画に基づく事業を取り込んで記載しておこう、そういったやり方も、あるのかも分かりませんが。なかなか、各市町村の計画事業の熟度とか、一様ではありませんし、また、そういった事業を新市全体のレベルで見ると、その必要性が異なってくるという場合もございます。当然、財源的にも限りがございますことから、そういった事業についての調整が困難であるというふうな考えに至ったところでございます。従いまして、前回主な事業のご提案を申し上げます時にも、ご説明をさせていただいた訳なんですけども。この主な事業の記載につきましては、新市の一体性の確保に資する事業など。例えば、ごみ処理施設等広域的な対応が課題とされている事業とか、現在の市町村間を結ぶ道路整備については、個別的に事業を記載をいたしておりますが、それ以外の多くについては、新市において事業を実施していく際に、弾力的に対応できるように包括的な表現の記載になっているところでございます。合併前の市町村総合計画等に位置づけられております事業につきましては、現在こういった形の包括的な記載になっておるところでございますけども、新市において、また新たに新市まちづくり計画の、計画報告を受けまして策定されます総合計画とか、それに基づく事業実施計画、また、毎年度の予算協議の中でも、議会での議論を入れていこうと、そういうような中で具体的に進められてくるものだというふうなことを考えておりますので、改めましてご理解のほどをお願いを申し上げます。それと、河川事業の件につきましては、これは特に県事業、県が主体となる事業が、事業箇所が多いということでありますもので、連携事業の方でもご説明させていただきましたもので、現在調整中で、その調整がつきましたら、県事業の項目の中で具体的河川名が調整された後、整備されてくるものではないかというふうなことを考えておるところでございます。

会 長 辻さん、よろしゅうございますか。県事業でまだ保留になっておりますから。ここで具体的に。はい、どうぞ。

長谷川委員 議長さんをお願いしますけど。時間もありませんし、いろいろ島崎町線のこと、議長に一任ですので、もう時間もありませんので、今日のこの会議、島崎町線は河芸町に極めて重大な問題ですので。これを更に検討して続けていくということを前提に会議を進めていただきたいと思います。それは、それとして、是非まとめていただきたいと思います。そういうことをお願いしたいと思います。

会 長 まちづくり計画につきましては、いかかでしょうか。だいが、いろいろお伺いをして

まいりましたが。今度、最終案の作成ということにつながってまいりますが。いろいろご意見をちょうだいをいたしました。それを加えまして、もうひとつの案づくりをさせてまいりますので。それでは、主な事業の財政計画案に対する今日のいろんなご意見はこのぐらいにいたしたいと思います。また、協議会の間に幹事会等々いろいろありますので、どうぞ、委員の皆さん方、また、まちづくり計画について、こういうことがということがありましたら、どうぞ、おっしゃっていただければと。よりよい最終案ができると思います。

それでは、会議次第の次に進ませさせていただきます。次回協議会の日程等につきまして、最後事務局からご説明を申し上げたいと思います。

5 次回協議会（第15回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時 平成15年12月4日（木）午後6時

場 所 津市役所 8階 大会議室

協議予定事項

協議第42号 介護保険事業の取扱いについて

協議第43号 各種事務事業の取扱いについて
ごみ対策関係（その2）

協議第44号 各種事務事業の取扱いについて
環境対策関係（その2）

協議第45号 各種事務事業の取扱いについて
文化振興関係

協議第46号 各種事務事業の取扱いについて
生涯学習関係（その4）

会 長 それでは、ただ今ご説明をいたしましたのが次回協議会です。また、各団体におかれましても、12月の定例会も近づいてまいりますので、何かとたいへんな時ではございますが、よろしくご検討いただきたいと思います。ありがとうございました。それでは、今日予定をいたしましたのは以上でございます。どうぞ、寒くなってまいりますので、ご自愛くださいませ。ありがとうございました。

平成 15 年 12 月 19 日

署名委員 1号委員 芸濃町長

横 山 雅 宏 印

2号委員 久居市議会議長

辻 美 津 子 印

3号委員 久居商工会議所女性部会長

織 田 深 雪 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。